

【別紙】

福祉会館における非常災害時の運営(対応)

●臨時休館（中止・延期）する場合

災害の種類	警報などの発令状況	福祉会館の運営 (対応)
地震	東海地震等の発生に関する 注意情報 が発表されたとき	
	東海地震等の発生に関する 警戒宣言 が発令されたとき	
	日進市域で 震度 5 強以上の地震 が発生したとき	
台風・大雨・ その他の災害	日進市の全域にわたって風水害が発生するおそれのあるときまたは 各会館 もしくはその周辺地域における風水害による被害が特に甚大であると予想されるとき	休館します
	「大雨特別警報(浸水害)」・「大雨特別警報(土砂災害)」・「暴風特別警報」・「暴風雪特別警報」・「大雪特別警報」のいずれかが日進市に発表されたとき	
	その他災害により 各会館 及びその周辺に相当の被害が発生または発生するおそれがあると予想される場合で館長が必要と認めるとき	
	事業 当日の午前 7 時の段階で 「暴風警報」・「暴風雪警報」・「暴風特別警報」・「暴風雪特別警報」のいずれかが日進市に発表されているとき ※事業 当日の午前 7 時から 終了時まで上記の警報が発表されたときも同様	状況により 主催事業を 中止または 延期します
	事業 当日の午前 7 時の段階で 「大雨警報(浸水害)」・「大雨警報(土砂災害)」・「洪水警報」のうち 1 つ以上が日進市に発表されているとき ※事業 当日の午前 7 時から 終了時まで上記の警報が発表されたときも同様	
	その他、災害や インフルエンザの感染症の蔓延(まんえん) 等のため事業を実施することが適当でないと認められるとき	

●臨時休館時期と警報解除後の開館時期

- 開館時間前の発令は、そのまま閉館します。
- 開館後の発令は、状況に応じ、速やかに閉館します。
- 開館時間内に警報が解除された場合は、2 時間を目処に開館します。

※福祉会館は地震等の災害時は二次避難所に指定されています。